

群馬大学医学部附属病院看護部規程

平成22. 4. 1 制 定

改正 平成30. 4. 1 令和元. 10. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院規程（以下「病院規程」という。）第12条第5項の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院看護部（以下「看護部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(職 員)

第2条 看護部に、病院規程第12条第2項に規定する者のほか、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 助産師
- (2) 看護師
- (3) 准看護師
- (4) 看護助手
- (5) その他必要な職員

2 助産師及び看護師は、上司の命を受け、所属の看護業務を処理する。

3 准看護師は、看護師長、副看護師長、助産師及び看護師の指示の下に所属の看護業務を処理する。

4 看護助手は、看護師長、副看護師長、助産師、看護師及び准看護師の指示の下に所属の看護業務の補助を行う。

(部 門)

第3条 看護部に、次の部門を置く。

- (1) 管理部門
- (2) 病棟部門
- (3) 外来部門
- (4) 中央診療施設・診療支援部門

2 部門に必要な応じ、看護師長等を置く。

3 管理部門に総務担当、業務担当、教育担当及び質保証担当を置き、副看護部長をもって充てる。

(管理部門)

第4条 管理部門は、次の業務を行う。

- (1) 看護部の業務の総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 看護部職員の人事管理に関する事。
- (3) 看護業務に関する事。
- (4) 看護部職員の教育・研修に関する事。
- (5) その他看護部の運営に関する事。

(病棟部門)

第5条 病棟部門は、次の業務を行う。

- (1) 看護業務の計画及び実施に関する事。
- (2) 所属看護職員の服務及び労働時間に関する事。
- (3) 入院患者の看護に関する事。

- (4) 診療の補助に関すること。
- (5) 看護記録及び関係帳簿の整理に関すること。
- (6) 療養上必要な生活の条件整備に関すること。
- (7) 診療及び看護に関わる器具、材料及び薬品の整備に関すること。
- (8) 患者の入院（ベッドコントロールを含む。）、退院及び転科に関すること。
- (9) 入院患者に対する家族及び面会人に関すること。
- (10) 助産・看護学校、群馬大学医学部保健学科学生等（以下「看護学生等」という。）の実習及び指導に関すること。
- (11) 医学及び歯学の教育・研究に関し協力すること。
- (12) その他病棟部門における看護業務に関すること。

（外来部門）

第6条 外来部門は、次の業務を行う。

- (1) 外来患者の看護に関すること。
- (2) 所属看護職員の服務及び労働時間に関すること。
- (3) 診療の補助に関すること。
- (4) 外来看護記録及び関係帳簿の整理に関すること。
- (5) 診療及び看護に関わる器具、材料及び薬品の整備に関すること。
- (6) 看護学生等の実習及び指導に関すること。
- (7) 医学及び歯学の教育・研究に関し協力すること。
- (8) その他外来部門における看護業務に関すること。

（中央診療施設・診療支援部門）

第7条 中央診療施設・診療支援部門は、次の業務を行う。

- (1) 看護業務の計画及び実施に関すること。
- (2) 所属看護職員の服務及び労働時間に関すること。
- (3) 患者の看護に関すること。
- (4) 診療の補助に関すること。
- (5) 日誌及び関係帳簿の整理に関すること。
- (6) 環境整備に関すること。
- (7) 放射線被ばく防御に関わる看護に関すること。
- (8) 診療及び看護に関わる器具、材料及び薬品の整備に関すること。
- (9) 診療及び看護に関わる器具の洗浄、消毒及び滅菌に関すること。
- (10) 滅菌診療器具材料の供給に関すること。
- (11) 入室患者に対する家族及び面会人に関すること。
- (12) 看護学生等の実習及び指導に関すること。
- (13) 医学及び歯学の教育・研究に関し協力すること。
- (14) その他中央診療施設・診療支援部門における看護業務に関すること。

（師長会議）

第8条 看護部の連絡調整を図るため、看護師長会議（以下「師長会議」という。）を置く。

2 師長会議に関し必要な事項は、看護部長が別に定める。

（雑 則）

第9条 この規程に定めるもののほか、看護部の運営に関して必要な事項は、師長会議の議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成22年12月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。